
AMT/NEWSLETTER

Dispute Resolution

2025 年 1 月 23 日

SIAC 2025 年版仲裁規則の主な改正点について

弁護士 土門 駿介 / 弁護士 佐藤 誠高

Contents

- I. はじめに
- II. 主要な改正点
 - 1. Streamlined Procedure の新設及び迅速仲裁手続 (Expedited Procedure) の適用範囲の拡大
 - 2. Protective Preliminary Order の新設
 - 3. SIAC-SIMC AMA プロトコルへの言及
 - 4. Preliminary Determination の新設
 - 5. その他
- III. おわりに

I. はじめに

シンガポール国際仲裁センター (SIAC) は、2025 年版仲裁規則 (「本改正規則」) を公表し、本改正規則は 2025 年 1 月 1 日付けで施行されました。この点に関して、当事務所の 2023 年 10 月付けのニュースレターにおいて、SIAC が 2023 年 8 月 22 日に SIAC 仲裁規則第 7 版の Public Consultation Draft を公表したことについてご案内いたしました¹。本改正規則は基本的に Public Consultation Draft に沿った改正がなされている一方、当該ドラフトからさらに変更が加えられている点も見られます。

本ニュースレターでは、本改正規則の主要な改正点について解説します。

¹ 2023 年 10 月付け「SIAC 規則第 7 版の Public Consultation Draft について」([こちら](#))ご参照

II. 主要な改正点

1. Streamlined Procedure の新設及び迅速仲裁手続(Expedited Procedure)の適用範囲の拡大

Public Consultation Draft において示されていたとおり、本改正によって、Streamlined Procedure が新設され、また、迅速仲裁手続(Expedited Procedure)の適用範囲が拡大されています(13 条、14 条)。それぞれの手続の概要は、以下のとおりです。

(i) Streamlined Procedure

新設された手続である Streamlined Procedure は、以下のいずれかの場合に適用されることとされています：

- (a) 仲裁廷構成前に当事者が当該手続の適用を合意した場合、又は、
- (b) 仲裁廷構成前において算定された係争額が 100 万シンガポールドル(約 1 億 1000 万円)以下であり、かつ、(一方当事者による適用除外の申立てがなされ、これを受けて)SIAC Court の President が同手続の適用を認めない判断をしなかった場合

なお、当事者の申立てを要件とする迅速仲裁手続と異なり、Streamlined Procedure については当事者による申立ては適用の要件とされていないことが特徴となっています(13.1 条、14.2 条)。

Streamlined Procedure が適用される場合、原則として仲裁廷の構成後 3 か月以内に仲裁判断を下すことが求められます(13.1 条、Schedule 2・15 項)。この手続においては、書面審理が原則とされ、文書開示手続や事実証人又は専門家証人を起用することが原則として認められておらず(Schedule 2・11 項)、手続の迅速性・効率性が特に重視されているといえます。また、Streamlined Procedure の下では、SIAC の管理料金及び仲裁人報酬がそれぞれ SIAC の通常の上限額の 50%を超えない金額となることとされています(同 16 項)。Streamlined Procedure は係争額及び複雑性が低い事件を念頭に置いたものとされています²。

(ii) 迅速仲裁手続(Expedited Procedure)

迅速仲裁手続の適用範囲が拡大され、本改正規則の下では、対象となる紛争金額の上限が 600 万シンガポールドル(約 6 億 6000 万円)から 1000 万シンガポールドル(約 11 億円)に引き上げられました(14.2 条(a))。この改正により、迅速仲裁手続の適用範囲が大幅に拡大し、より多くの紛争が迅速仲裁手続の下で審理されることが予想されます。

迅速仲裁手続の下では、原則として仲裁廷の構成後 6 か月以内に仲裁判断を下すことが求められています(14.1 条、Schedule 3・6 項)。

2. Protective Preliminary Order の新設

本改正規則において、緊急仲裁人による予備的保護命令(Protective Preliminary Order)の制度が新設されたことは注目に値します(Schedule 1・25 項)。

本制度は、Public Consultation Draft においても記載されておらず、本改正規則の制定にあたり新設されたものとなります。

本制度は、相手方当事者への通知等が通常要求される緊急仲裁手続につき(同 3 項(c))、相手方に知らせることな

2 「Highlights of the SIAC Rules 2025」([こちら](#))ご参照

く、緊急仲裁人による予備的保護命令の申立てを可能とするものです。予備的保護命令は、相手方当事者によって緊急仲裁人による緊急暫定・保全措置(emergency interim or conservatory measure)の目的が損なわれることを禁止することを内容とする命令です(同 25 項)。

予備的保護命令が発令された場合、申立人は当該命令書を受領後、遅くとも 12 時間以内に全当事者に対して、命令書及びその他の事件記録を提供しなければならないとされており(同 29 項)、これを怠った場合、当該命令の効果は発令した日から 3 日後に失効することになります(同 30 項)。また、申立人以外の当事者には、発令された予備的保護命令に対する異議を述べる機会が速やかに与えられます(同 31 項)。

3. SIAC-SIMC AMA プロトコルへの言及

本改正規則においては、仲裁通知(Notice of Arbitration)及び答弁書(Response)において、SIAC-SIMC AMA プロトコル(SIAC-SIMC Arbitration-Mediation- Arbitration Protocol)を活用した紛争解決の可能性に言及することができる旨が明示されました(6.4 条(a)、7.3 条)。

かかる規定は、仲裁通知又は答弁書の作成段階において、調停の利用可能性について検討する契機を作り出し、同プロトコルの下での調停の利用が促進される側面を期待したものと推察されます。

また、仲裁廷の権限につき、別段の合意又は適用法による制約がない限り、当事者が同プロトコル等に基づいた和解を志向する解決方法に臨むために手続を停止できること(50.2 条(l))が新たに規定されています。仲裁手続係属中において、調停手続等の実施のために仲裁廷が仲裁手続を停止することは、実務上これまでも行われてきたものですが、本規定はそのような仲裁廷の権限を明示したものと考えられます。

4. Preliminary Determination の新設

本改正規則においては、Preliminary Determination の制度が新設されました(46 条)。

この制度は、大要、(a)当事者が合意した場合、(b)時間及び費用の削減並びに効率的かつ迅速な紛争解決に寄与する可能性が高いこと(*likely to contribute to savings of time and costs and a more efficient and expeditious resolution of the dispute*)が立証された場合、又は(c)その他の事情により申立てが正当化される場合に、仲裁廷が一部の論点について先んじて判断するよう、当事者が申し立てることを可能にするものです。

かかる規律は、Public Consultation Draft においても規定されていましたが、本改正規則においては、仲裁廷による Preliminary Determination が、最終的かつ拘束力のある(final and binding)判断であることが、新たに明示されました(46.1 条)。

5. その他

Public Consultation Draft において記載されていた、第三者資金提供(Third Party Funding)に関する開示の義務付け(38 条)、SIAC Gateway の導入(4.2 条等)、及び、(全当事者の同意に基づく)仲裁判断の公表(60 条)については、本改正規則の下においても、多少の調整はなされているものの、基本的には Public Consultation Draft において提案された内容が維持されています。

他方で、本改正規則においては、Public Consultation Draft において記載されていた、リストを用いた仲裁人の選任方式につき、条文化が見送られています。もっとも、本改正規則の下でも、当事者が合意によりかかる方式を選択することは引き続き可能であると考えられます。

III. おわりに

本改正規則は、2025年1月1日から効力を有し、当事者間で別段の合意がない限り、同日以降に開始された仲裁事件に適用されます(1.5条)。

本改正規則は SIAC 仲裁の利用が想定される多くの企業に影響を及ぼすものと考えられ、今後の展開や運用が注目されます。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 土門 駿介 (shunsuke.domon@amt-law.com)
弁護士 佐藤 誠高 (masataka.sato@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。